

【Ⅲ法規】 表21 「耐震改修法」の出題法文一覧表

※法文の適用法令年月日(令和3年1月1日)： 頁数は、「令和3年版 建築関係法令集 法令編（発行側総合資格）」の掲載頁を示す。

①	法文	頁	見出し	出題年度→ 問題番号⇒	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計 問	率 %	出題問題の傾向分析
					無	19	22	23	24	無	24	無	27	29	無	27	無	無	無	27	無	無	無	無			
①	目次	489																									
	法2条	490	定義				1																		1	2.4	耐震改修には、模様替が含まれる(ほか増築・改築・修繕・敷地の整備あり)。
	法3条	490	国民の努力義務								5														1	2.4	国民は、地震への安全性を確保するため向上を図るよう努める。
	法5条	490	都道府県耐震改修促進計画																		1				1	2.4	通行障害既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断の結果を報告する必要があるが、耐震改修を行わなければならないわけではない。
	法7条	492	要安全確認計画記載建築物																		3				1	2.4	要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、向上を図る必要がある場合、耐震改修を行うよう努めなければならない。
	法14条	494	所有者の努力								1.2														2	4.9	特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修を行うよう努めなければならない。特定既存耐震不適格建築物は、用途、規模が定められている。
	法15条	494	指導・助言・指示			5		3	5		4					3									5	12.2	所管行政庁は、一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物(映画館・ホテル等)が耐震改修の指示の対象となる。所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物で耐震診断が行われていない場合、必要な指示、報告、検査ができる(対象には国又は地方公共団体の建物も含まれる)。所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物で耐震診断が行われていない場合、必要な指示ができ、その指示に従わない場合は公表できる。
	法16条	495	一定の既存耐震不適格建築物																		4				1	2.4	病院で既存耐震不適格建築物(要安全確認計画記載建築物でないもの)の所有者は、耐震改修を行うよう努めなければならない。
②	法17条	495	計画の認定			2.3	5	1.4.5	2.3.4		3		3	2.3.4		1.2.4									17	41.5	特定既存耐震不適格建築物以外の建築物でも耐震改修の認定ができる。計画の記載には、資金計画がある。所管行政庁が計画の認定をした場合は、確認済証の交付があったものとみなす。耐震改修以外の部分は、改修しないで引き続き既存不適格建築物とすることができる。計画認定では、あらかじめ消防長、建築主事の同時が必要である。一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物は、耐震改修の計画を策定し、所管行政庁の認定を受けることができる(受けなければならないは間違い)。耐震改修をしようとするものは、所管行政庁へ認定の申請ができる。計画の認定は、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替が含まれる。
	法18条	497	計画の変更				2																		1	2.4	認定事業者は、計画の変更をする場合、所管行政庁の認定を受けなければならない。
	法19条	497	計画認定建築物の報告			4		2																	2	4.9	所管行政庁は、認定事業者に対して報告を求めることができる。
	法20条	497	改善命令				3							2											2	4.9	所管行政庁は、認定事業者に対して改善に必要な措置を取るべきことを命ずることができる(命じなければならないは間違い)。
	法34条	499	業務										4												1	2.4	耐震改修支援センターは、当該貸付に関する債務の保証をする。
	令6条	506	特定既存耐震不適格建築物			1	4		1				1	1							2				6	14.6	特定既存耐震不適格建築物は、令6条にある建築物である。1,000㎡以上の賃貸住宅(共同住宅に限る。)で既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修を行うよう努めなければならない。
	合 計																								41	100.0	

注)表中の**数字**は選択肢問題の番号(代表1法文)、**計**は出題法文の合計数、**率**は合計数の比率である。**出題問題の傾向分析**は問題のポイント解説である(重要一部分の解説)。表の**色分け**は出題確率の高い法文である。表の一番左**①**、**②**、**③**は法令集の法文を数枚で引く方法のインデックスを貼る法文である。